

○議長（菊地恵一君） 日程第二、議第三百三十九号議案ないし議第四百十三号議案、議第四百四十五号議案ないし議第四百七十五号議案及び報告第二十九号ないし報告第三十五号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。三十六番守屋守武君。

〔三十六番 守屋守武君登壇〕

○三十六番（守屋守武君） おはようございます。自由民主党・県民会議の守屋守武でございます。昨日は様々ございましたが、議長のお許しをいただきましたので、県民の皆様への負託に応えるべく、気持ちを切り替えて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、復興事業の進め方について伺います。

災害復旧を除く復興予算を活用した事業は、震災から十年目の二〇二〇年度内に工事を発注し、繰越期限の二〇二二年度に終わらせるとする復興・創生期間後基本方針のルールがあります。東日本大震災の復興事業は、一〇〇％に近い国の補助率で実施してきましたが、二〇二三年度以降に繰り越す場合は、通常事業として国補助二分の一となりますから、県や基礎自治体にとっては大きな負担となります。現在、気仙沼市内で進められている県の防潮堤工事十三か所のうち、八か所が年度内に終わらない見通しのようです。県全体として繰り越す工事及びその進捗状況について伺います。

今回の繰越しに伴う工事の進め方については、一旦打ち切りとするような話も聞きます。工事が更に遅れないようにすることと、受注業者にとって負担とならないようにしなければなりません。取扱いについて伺います。

復興事業が最終版となる中で、早い時点で現状復旧した船揚げ場の使用について、漁業者から相談をいただきました。「船揚げ場だから船揚げ場に復旧したけど、フォークリフトで作業したいので一部を工夫してほしい。」この相談に対して、県から仮設対応でフォークリフトの作業スペースをつくっていただいたと感謝しておりました。課題は、このスペースは、あくまで仮設であり、今の工事に附帯した事業なので、工事終了時には撤去しなければなりません。しかし、撤去されるとフォークリフトでの作業ができなくなります。対応としては、施設を残すこと、そして施設を維持することが発生しますが、現場作業に寄り添った弾力的な支援が必要ではないでしょうか。この点について伺

います。

また、気仙沼・本吉管内は、農地海岸や建設海岸が多く、ここで漁業を営んでいる方も大勢おられます。これらの海岸から漁業に関する要望があると、農政や建設の担当では、漁業振興に対応する予算がないことからなかなか進みません。縦割り対応ではなく、地域に寄り添い、実情に合わせて対策できるようにするべきではないか伺います。

次に、水産業の振興について伺います。

宮城県藻場ビジョンの取組とブルーカーボンについて伺います。

宮城県では磯焼け対策として、藻場ビジョンを策定し、令和二年度から令和十一年度までの十年間で岩礁性藻場面積を現在の九百ヘクタールから一千八百ヘクタールに拡大するために、沿岸各浜を調査し、ハード・ソフトの取組を進めてきました。今年は親潮が強勢で冷たい海水が沿岸に寄ったことから、アカモクやコンブ類の海藻が例年より増えたようですが、海藻類の多くは一年周期で生え変わることから、持続性のある藻場をつくるための藻場ビジョンの着実な取組は重要です。今回の取組を一過性の事業とすることのないように、県、漁協、生産者は連携して、経過観察も含めて持続的に対応しなければなりません。まだ取組は緒に就いたところですが、多くの課題も見えてきました。今の取り組み状況について伺います。

次に、石巻市表浜地区で八月から投入が始まったアワビ増殖用プレート、阿波美―阿波踊りの阿波に美しいと書くのですが、アミノ酸入りブロックで、徳島県や大分県などで実績があります。更に、柱状礁という柱形状のブロックとシェルナースというカキの貝殻が詰まったブロックを組み合わせて、藻場を再生する取組であります。この表浜の取組を先行して他の浜の参考となるように急ぎ進めるべきであると思います。また、各浜の取組、進捗に関する情報共有を図ることも必要であります。県の対応を伺います。また、地元の林業で発生する間伐材を活用した藻場ブロックなど、地域循環型の取組をアイデア募集するなどの検討も必要ではないでしょうか。このような活動を通して、多くの人に磯焼けの現状を知っていただき、温暖化防止の機運が高まることを期待したいと思います。磯焼けは漁業者だけの問題ではありません。県の考え方と取組について伺います。

近年、藻場や海藻の養殖場は、温室効果ガス削減のためのブルーカーボン生態系と

して重要な役割を果たすと期待され、拡大への取組は世界的に支持する声が高まっております。長崎大学のグレゴリー・ナオキ・ニシハラ教授と、宮城県に本社を置く理研食品の佐藤陽一郎長らの研究グループは、海藻の二酸化炭素吸収量を海水中に溶けた酸素の量から算出する方法で海藻類によるCO₂固定能力の試算に成功したとのこと。グループの調査からCO₂を固定できた日数の割合は、天然の藻場のほうが養殖より高く、たとえば、長崎県大村湾などの天然藻場で六〇%、宮城県松島湾のワカメ養殖場では五〇%強と高く、岩手県広田湾のワカメ養殖場では三四%、沖縄県のモズク養殖場では約二七%と低い割合となり、場所や品種によっても違いがあることが分かったとのことでした。国土交通省でも、地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会を設置して、ブルーカーボンを活用した環境価値の創出に関する検討を進めております。このようなことから、我が県の藻場ビジョンやワカメ養殖などの海藻養殖はカーボンオフセット効果が大いに期待できるものです。県として政策的に、また具体的な取組とすべきではないか、伺います。

漁村の活性化事業について伺います。

ウニによる食害が磯焼け要因の一つであり、藻場を再生、拡大するためにウニを除去することが求められております。一方でウニは、高級食材であり何とか活用できないか漁業関係者の中でも検討されてきました。気仙沼の漁業者は、磯焼け原因であるウニを間引きし、そのウニを閉鎖循環式の施設で畜養して通年出荷する計画を進めております。社会問題の磯焼けと浜の経済活性化を促すこの事業チャレンジに対し、みやぎ発展税やみやぎ環境税の活用等は検討できないか。また、何らかの県の支援は考えられないのか、伺います。

岩手県では、黄金のウニ収益力向上推進事業として、約二千万円の予算で四漁協に対してウニ畜養の委託事業を出しております。一漁協当たり五百万円の予算ですが、痩せウニを間引いて漁港内に移植し、夜間にLEDライトを照射して二十四時間明るい環境にすることで成熟抑制を図り、ウニのシーズンが過ぎても新鮮でうまいウニを道の駅などに出荷し、好評を得ております。この事業を行った越喜来漁協の舩砥組合長さんは、来年度は補助がなくても漁協の自主収益事業として取り組むと、意気込みを話しておりました。宮城県でも漁協の立ち位置に違いはあれど、地区漁協を中心とした自主収益事

業の取組は漁村の団結と活性化を促す効果があります。今回の藻場ビジョンを動機にモデル的に進めてみる考えはないか伺います。

種苗育成事業の取組について伺います。

磯焼け対策と並行してアワビなどの磯根資源の種苗育成も安定的に進めなければなりません。当初予算で県内産アワビ種苗の購入補助費として約三千万円が予算化されました。県は宮城県水産振興協会に百万個のアワビの種苗生産を委託しておりますが、今年の種苗生産状況はどうか伺います。

ちなみに、大船渡の岩手県栽培漁業協会では九月までに三百八十七万個出荷したとのことです。一般的にアワビの種苗は大きいほうが生存確率が高いので、漁業者からは種苗がもう少し大きくならないか要望されております。県のアワビ種苗生産体制について現状と対策について伺います。

宮城県さけます増殖振興プランの見直しとこれからの見通しについて伺います。

秋サケは平成二十年度に来遊数が三百四十万尾、水揚げ金額は三十五億円を超えましたが、平成二十三年の東日本大震災以降は、回復基調にあった来遊数が減少傾向となり、県では宮城県さけます増殖振興プランを平成二十九年度から十年間の計画で策定し、増殖への取組を進めてきました。しかしながら、令和三年度の来遊尾数は三万七千尾であり、平成二十年度の約一%と極めて危機的な状況となり、関係する団体も厳しい現状にあります。このことから、令和三年度から令和八年度を対象期間とする第二期宮城県さけます増殖振興プランは大きく見直し、危機的な状況から脱却を図るべく取り組んでいくこととしました。県は本年度の来遊予測を六万七千尾とし、昨年度の三万七千尾を上回る見込みですが、それでも厳しい状況に変わりはありません。このことから、今年度は県内十六のふ化場では、ふ化場の機能を集散する形で、それぞれの特色を生かしながら継続する方向とすることです。また、海産新魚の活用や遺伝子交雑を避けるために制限があった他道県産種卵についても今年度は弾力的に活用する方針とのことです。今年度、あらゆる取組について県は全力で支援しなければなりません。我が県の亘理町から郷土料理のはらこめしをなくしてはいけません。知事の所見を伺います。

宮城の銀サケ養殖について伺います。

秋サケ漁の不振やロシアのウクライナ侵攻などの国際情勢の悪化により、サケの

需要は高まっております。宮城の銀サケ養殖は、活締めされた宮城サーモンや御存じ伊達の銀など日本を代表するブランドとなり、今年度県全体の数量は一万七千二百五十三トン、金額で百二十四億八千五百万円を記録し、水産宮城の象徴となりました。会派の水産議員連盟で銀サケの主な種苗育成施設である北海道斜里町の吉原水生と更別村のファミリーパークさらべつの二か所を五月と八月に視察してきました。この二か所で日本の銀サケ種苗の六から七割のシェアを持っており、どちらの施設も豊かな自然の中で、種苗育成に適した環境であり、これまでの経験で培われた技術を持っていることを確認したところです。特に八月に伺ったファミリーパークさらべつは、宮城県漁協で技術面などを支援していることもあり、宮城県漁協さんにも同行いただき、詳しく説明いただきました。現場を視察するとどちらの施設も老朽化しており、災害でも起きると我が県の銀サケ養殖は壊滅的な被害を受けるのではないかと危惧されます。特に更別は県漁協でも力を入れていることから、宮城県として何らかの支援策が取れないか、伺います。

今回、五号補正で「養殖業飼料価格高騰対策費」二千万円が補正されたことに感謝申し上げます。九月九日に開催された銀サケ事業者の会合では、不安定な国際情勢や円安による輸入原料が高止まっていることから、今後の飼料や稚魚の購入価格は更に値上げされる見通しとのことで、更なる支援の検討が必要だと思えます。対応について伺います。

また、六月議会、高橋宗也議員の質問で、ギンザケの飼料に県産米が使われていることが話されました。震災後に水産庁漁業調整事務所の職員が宮城サーモンの再生に取り組むのであれば、飼料の成分中の小麦粉を県産米に変えられないか、と提案されて実現したそうです。この時は、岩出山地区の新みやぎ農業協同組合から商社を通して仕入れたとのことでありました。この県産米の飼料への配合に関して、飼料メーカーさんは「商社や養殖事業者さんをお願いしてみましようか。」とのことでした。県からも宮城米の更なる活用拡大のために飼料業者さんや農協さんと連携して、商社やギンザケ事業者の方々に県産米の活用を勧めていくと良いのではないですか、伺います。

様々述べてまいりましたが、昨年開催された第四十回全国豊かな海づくり大会食料王国みやぎ大会は、コロナ禍の大会開催でありながら、すばらしい大会であったと思います。豊饒の海・三陸は私たちの財産です。藻場をつくり、沿岸養殖業を活性化するこ

とは、CO₂削減効果があり、地球環境を守ることにつながることと改めて認識し、水産振興に取り組んでいただきたいと思えます。知事の所見を伺います。

中学校部活動の地域移行について伺います。

運動部活動の地域移行は、スポーツ庁の有識者会議で提言案をまとめ、二〇二三年度から二〇二五年度末までの三年間を改革集中期間として、休日の運動部活動を段階的に地域移行することとし、令和八年度以降はできるところから平日についても移行していく方針が示されました。一方で、私立中学校については努力義務にとどまっております。今回、改革に取り組む理由は大きく二つあります。一つは、少子化で、中学生の人数は一九八六年がピークで約五百八十九万人でしたが、昨年はほぼ半数の約二百九十六万人まで減少し、更に少子化は進行しております。一方で、中学校の数は三十年間で一割程度しか減っておらず、学校単位の生徒数が減り、活動できない部活動が年々増えております。特に地方においては極めて顕著であります。もう一つは、教師の長時間労働で、日本の中学教師の一週間の仕事時間は五十六時間で、四十八の国と地域の中で最も長く、その原因として部活動や事務作業が挙げられております。この事を考えると、基本的な疑問が湧きます。「少子化による生徒の減少に合わせて中学校の数が適正であれば、どうなのか。」と思う一方で、教員の超過勤務は今回の部活動改革によって改善するのかなということです。「茨城県守谷市では超過勤務対策として、二〇一九年から三学期制を二学期制とし夏休みを一週間短縮して、代わりに六時間授業を減らすなどして残業時間を半減した。」との記事が河北新報に載っておりました。宮城県においても、学校運営と教員の働き方改革の在り方を検討することも必要ではないでしょうか。教育長の所見を伺います。

昨年度、古川地区と白石地区の各校ずつを休日部活動の拠点校として進めてきました。報告書を見ますと、取組課題は指導者の確保対策で、市の教育委員会や民間の人材派遣会社に委託して取り組んだとの報告です。指導者派遣にとどまった内容でしたが、この2校は継続して取り組むのでしょうか。また、ここで見えてきた課題と成果について伺います。

また、次に受皿となる団体や指導者の確保に関して伺います。

提言では、総合型スポーツクラブなどを受皿としておりますが、総合型は受益者負担

が原則であり、人口減少の激しい地方では、助成が無ければ総合型スポーツクラブの運営は厳しい状態です。また、体育協会は、高齢化が進み、運営基盤の弱い協会が多いようです。スポーツ少年団は、有資格指導者もおり、既に中学生が活動している団も多いことから可能性は高いのですが、やはり指導者確保や経済的支援は必要になります。このような状況から、受皿団体の育成が最も重要であり、地域実情に合わせて国・県が支援するべきであると思いますが、考え方について伺います。

同時に、有資格指導者の確保と育成が課題であります。指導者バンクの設置等も予定しているようですが、指導者のパワハラ・セクハラが話題になる昨今、運動部活動指導者のガイドラインの順守も含めて対策が必要であります。県の考え方を伺います。

今回の事業は、受益者負担を原則としておりますが、休日活動の費用として、生徒の保険代、指導者の謝金、施設利用料や移動にかかる経費等が想定されます。更に、困窮する家庭に対する支援についてはまだ明確にされておりません。経済格差が生徒の自主性を奪ってはなりません、これらの費用の取扱いをどのようにするのか伺います。

次に、事業の出し方と経費配分について伺います。

スポーツ庁は、今回の事業に関する二〇二二年度予算の概算要求で百二億円を要求し、この根拠は全国の中学校の三分の一を対象に算出したとのことです。これを受けて、県は事業予算についてどのように考えるのか。また、市町村の負担はどのようになるのか伺います。

また、事業を進めるに当たって最も重要なのは、事業を調整するコーディネーターであります。スポーツ庁では、初年度三千人を予定し、日当八千円で月十二日稼働の一年分と積算しております。宮城県三十五市町村に最低でも一人ずつ配置することが必要です。また、コーディネーターは有資格指導者、いわゆるクラブマネージャーやアシスタントマネージャーが適任かと思いますが、県の考え方について伺います。

次に、中体連の考え方について伺います。

部活動を地域に任せることで、民間クラブや複数校での合同活動を行うことが想定されます。学校対抗を基本としてきた中体連の考え方を見直すことが必要となります。今後の運営方式とそれをいつ頃示すのか伺います。

意義があると思います。一方で、学校という空間は生徒にとって大切なミニ社会の体现であり、思春期の子供たちにとって大きな成長の場所でもあります。その中で、部活動が担ってきた役割は決して小さいものではありません。夏の甲子園大会を制した仙台育英高校野球部の須江監督の「青春って密」、「優しさは想像力」の言葉からは、監督の十名を超える全部員への愛情と信頼を感じ、技術と同時に心の成長が優勝への大きな力であったと感じました。今回の大改革は、教員の働き方改革だとか少子化と言われるのが、主役はあくまで生徒です。子供たちの健やかでたくましい成長のために、どのように取り組むのか、教育長の所見を伺います。

以上で、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 守屋守武議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、復興事業の進め方についての御質問のうち、来年度以降の完了見込み工事とその進捗状況及び工事の遅延対策などについてのお尋ねにお答えいたします。

県はこれまで東日本大震災に伴う復旧・復興事業について、今年度内の完了を目指し、取り組んできたところであります。その中で、現時点において、完了が来年度以降の見込みとなりますのは、防潮堤工事のうち災害復旧事業の鮪立漁港海岸、復興事業の日門漁港海岸、気仙沼漁港海岸魚市場前地区、大浦・波板地区の四地区となっております。いずれも気仙沼地域でございます。これらの事業は、先月末現在、進捗率が約五〇%から七〇%となっております。来年度以降必要となる事業費は四地区合わせて約二十六億円と見込んでおります。また、事業の継続に当たっては、復興事業精算後の速やかな再発注や発注方式の適切な選択などにより、工事の遅延対策や工事請負者への負担軽減に努めてまいります。県といたしましては、進行管理を徹底し、早期の事業完了に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、水産業の振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、ブルーカーボンを活用した取組についてのお尋ねにお答えいたします。

令和二年に策定した宮城県藻場ビジョンに基づく藻場造成、ワカメなど海藻養殖の生産増大に向けた取組は、漁場環境の保全や水産物の安定供給に寄与するだけでなく、二酸化炭素を吸収・固定するブルーカーボンとして、温暖化対策への貢献が広く期待されております。このため県では、昨年度宮城県ブルーカーボン協議会を立ち上げ、ブルーカーボン算定方法の検討、モデル地区での実践、認知度向上のための普及啓発を推進しているところであります。今後は、藻場造成や海藻養殖におけるオフセット制度の導入など、ブルーカーボンの社会実装に向けた取組を推進するとともに、ブルーカーボンを契機として、我が県の海藻養殖が環境に配慮した水産業として評価されるよう、漁業者や企業の活動への支援などを含め、積極的に取り組んでまいります。

次に、サケ来遊尾数の激減への支援についての御質問にお答えいたします。

我が県のサケ資源は、漁船漁業だけではなく、水産加工業など関連産業も含め、本県水産業を支えてきた重要な魚種であると認識しております。県では、平成二十九年に策定した宮城県さけます増殖振興プランに基づき、持続的かつ安定的な資源造成が図られるよう取り組んでまいりましたが、近年の急激な資源の減少を受け、県内ふ化場関係者と協議しながら、プランの見直しを行いました。見直し後のプランでは、種卵確保対策やふ化場間の連携・機能分担による新しい体制の構築を進めるほか、環境変化に対応した稚魚の放流時期・サイズの検討など、回帰率の回復に向けた試験研究等に取り組むこととしております。県といたしましては、今後の来遊状況を注視しつつ、サケ増殖事業関係者や国、試験研究機関、他道県との連携の下、ふ化放流事業の継続と資源の再造成に向け、状況に即応したスピード感のある支援に努めてまいります。

次に、藻場造成や沿岸養殖業の活性化と地球環境保全のつながりを再認識した水産振興についての御質問にお答えいたします。

藻場造成や海藻養殖の増産は、磯焼け対策や沿岸養殖業の活性化などにつながるとともに、SDGsの理念にも合致し、二酸化炭素の吸収源として地球環境の保全に資する重要な取組であると認識しております。そのため県では、水産業の振興に関する基本的な計画第三期において、藻場造成などブルーカーボンの推進を重点プロジェクトの一つに位置づけております。また、昨年開催した第四十回全国豊かな海づくり大会では、

海と山の強いつながりや環境保全の大切さを全国に向け発信するとともに、大会後は、環境保全活動の定着に向けて、森づくり活動や稚魚の放流、ブルーカーボンの推進など、更なる取組の展開を図っているところであります。県といたしましては、引き続きこれらの取組を推進し、環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立を図るとともに、宮城の豊かな海を次世代へ引き継いでいくため、関係者の皆様と一丸となり、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 企画部長千葉章君。

〔企画部長 千葉 章君登壇〕

○企画部長（千葉 章君） 大綱三点目、中学校部活動の地域移行についての御質問のうち、受皿となる団体の育成支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県内には、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育協会などの地域スポーツ団体があり、これらの団体が地域移行の受皿として活動していくためには、その育成など整備充実が重要な課題の一つであると認識しております。県といたしましては、現在地域において受皿となる団体の現状、意向などの把握を進めており、今後は市町村の方針や国の支援策の動向を踏まえ、当該団体の整備充実に向けた支援方策について検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、水産業の振興についての御質問のうち、ギンザケ養殖の配合飼料への県産米活用についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の飼料用米は、そのほとんどが飼料会社を通じて畜産用の飼料に活用されており、全国的にも輸入飼料価格の高騰に伴い、需要は増加しております。また、県産ギンザケ養殖においても、配合飼料の一部に県産の飼料用米が活用されており、昨年産は約二百トンの利用実績があると伺っております。一方で、飼料用米の生産は、国の水田活用の直接支払交付金の助成があつて初めて経営的に成り立つのが現状であり、当該助成が継続的、安定的に措置される必要があります。県といたしましては、こうした状況

を踏まえ、農業者が安心して飼料用米の生産に取り組めるよう、同交付金の十分な予算措置と安定的な運用について国に要望するとともに、飼料用米全体の需給動向等を見極めながら、飼料会社やJAGグループ、県漁協などと情報共有を図り、幅広く活用されるよう支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長吉田信幸君。

〔水産林政部長 吉田信幸君登壇〕

○水産林政部長（吉田信幸君） 大綱一点目、復興事業の進め方についての御質問のうち、船揚げ場に設置した仮設構造物についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災の復旧・復興工事においては、漁港施設の一部の利用を制限して工事を実施するため、漁業活動への支障が生じないように、必要に応じて仮設構造物で対応しております。仮設構造物につきましては、工事完成後に撤去することが基本となりますが、漁業関係者の高齢化などにより、漁港施設の利用形態に変化も生じていることから漁業関係者の御意見を伺いながら、利用者に配慮した漁港整備について検討してまいります。

次に、農地海岸などにおける漁業者の要望についての御質問にお答えいたします。

漁港海岸・農地海岸・建設海岸などは、それぞれの目的及び用途に応じて指定されており、漁業者からの要望に対しては、各海岸管理者の可能な範囲で対応しているものと認識しております。漁港区域以外の海岸で、漁港管理者が漁業活動のための物揚げ場など、新たな施設整備を行うためには、当該箇所をあらかじめ漁港区域に設定する必要があります。県といたしましては漁業者からの要望について、その内容や利用状況に応じて、各海岸管理者と情報を共有しながら、漁港区域の設定の可能性も含めて、地元市町や漁業関係者の御意見を伺ってまいります。

次に、大綱二点目、水産業の振興についての御質問のうち、藻場ビジョンの取組状況と課題についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、我が県沿岸域では、アラメ・コンブ等の藻場が著しく衰退する磯焼けが発生し、ウニ・アワビなど磯根資源への影響が懸念されていることから、藻場造成の取組は重要であると認識しております。このため県では、令和二年に策定した宮城県藻場ビジ

ヨンに基づいて、磯焼け対策を推進しております。ハード対策といたしましては、石巻市表浜地区において、藻類着定基質の投入による藻場造成を実施しており、ソフト対策としては、漁業者で組織する八団体に対し、ウニ除去など、藻場の保全活動を支援しているところです。磯焼け対策の推進に当たっては、地元漁業者、漁協、関係市町等との緊密な連携のほか、海底の地形や水深など海域の特性に応じた取組内容の選択や対策後のモニタリングによる効果的な管理等が重要と考えております。県といたしましては、関係者との連携の強化を図りながら、引き続きビジョンに基づく磯焼け対策を推進し、藻場の造成と水産資源の維持増大を図ってまいります。

次に、整備の推進と取組の情報共有についての御質問にお答えいたします。

現在、藻場ビジョンに基づく整備の第一号である石巻市表浜地区では、藻場の造成と魚類やウニ・アワビなどの資源増大を図ることを目的として、海域の特性に合わせた三種類のブロックを設置しており、間もなく完成の見込みとなっております。県といたしましては、今後、漁協や市町、有識者等で構成する宮城県磯焼け対策会議において、表浜地区での整備内容や効果について情報共有を図るとともに、他の整備予定地区についても、地元説明会などによる周知を行い、漁業者等の意見を反映しながら、整備内容を検討し、早期の着工に向けて取り組んでまいります。

次に、地元素材の活用など、地域循環型の取組と温暖化防止の機運醸成についての御質問にお答えいたします。

魚礁などへの地元素材の利用については、地域資源の活用や環境保全に対する意識の醸成などの点で有効であると認識しております。このため、県といたしましては、今後、藻場ビジョンに基づくハード・ソフト対策を進めていく中で、カキ殻や間伐材の利用、海藻や野菜残渣等を活用したウニの畜養など、地域循環型の取組について関係漁業者や専門家の意見、アイデアも参考にしながら検討してまいります。また、県民を対象としたブルーカーボンに関するシンポジウムやイベントなどを通じて、県民の海洋環境への関心や温暖化防止の機運を高めるよう努めてまいります。

次に、ウニの畜養などの取組への支援についての御質問にお答えいたします。

ウニは、磯焼けの発生原因の一つである一方、重要な水産資源でもあることから、ウニを畜養し、身入り改善など商品価値を高めて販売する取組は、新たな漁業収入の確

保や地元の産業育成等の観点からも、合理的かつ有効であると認識しております。陸上施設におけるウニの畜養については、クローバーや野菜の残渣等を餌として利用する研究をはじめ、県内各地で漁業者や民間企業、大学等によって取り組まれており、県も技術支援や取組内容の検討に参加するなど、連携して取り組んでいるところです。県といたしましては、今後、漁業者が実施するウニ等の陸上養殖事業に対し、技術支援を行うことに加え、具体的な取組内容、採算性や施設規模なども確認しながら、国の事業の活用も含め、支援の在り方について検討してまいります。

次に、ウニの畜養に関する漁協の自主事業についての御質問にお答えいたします。

漁協主体によるウニの畜養などの取組は、磯焼け対策をはじめ、地域のにぎわいや新たな漁業収入と雇用を生み出し得る有効な手段と認識しております。現在、漁協が中心となって、気仙沼地区では海面でのウニ畜養試験を実施しているほか、石巻地区では岩手県で行われている漁港内での畜養事例を視察するなど、新たな取組への機運が高まっております。県といたしましては、こうした取組が漁協の自主事業として展開され、モデル的な事例となり、漁村の活性化へとつながるよう漁協の意向や要望を確認しながら、先進事例の収集や情報収集、試験的な実施に向けた技術指導、漁港区域の活用に係る調整など、必要な支援を行ってまいります。

次に、今年のアワビ種苗生産の状況と生産体制の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

アワビの資源造成は、漁業者の収入確保につながる重要な取組であり、県内漁業者から放流用種苗の安定的な確保と大型化を求める要望があることは承知しております。今年度の種苗生産は疾病によるへい死が発生したことから、生産数量が約七十万個と、計画の百万個を下回り、その一部は漁業者の求めるサイズよりも小さくなることが見込まれております。種苗生産を担う宮城県水産振興協会では、若手職員二名と経験ある県職員〇B一名が生産計画数量の達成と健全な大型種苗の生産に努めておりますが、安定生産に向けては、新しい技術や設備の導入、疾病対策等の課題があると考えております。県といたしましては、飼育水の紫外線殺菌装置の導入支援や、取水整備のろ材交換による防疫対策強化と飼育環境の改善に取り組むとともに、協会職員に対する先進技術の研究等により生産技術の向上を図るなど、健全で大型な種苗の生産と放流数量の確保に向

けた対策を講じてまいります。

次に、北海道のギンザケ種苗生産者に対する支援についての御質問にお答えいたします。

我が県のギンザケ養殖は、ブランド化の取組やサーモン人気の高まりなどから、近年堅調な生産となっており、県内の養殖種の中で最も生産額の高い重要な品目となっております。養殖用のギンザケ種苗は、種卵の大部分を北海道の二か所の養魚場から導入している状況にありますが、全国各地でギンザケ養殖が増えている中、将来にわたりギンザケ養殖を継続していくためには、県内外において安定した種卵・種苗の確保対策が重要な課題であると認識しております。県といたしましては、国内産種卵の安定確保に向けて、宮城県漁業協同組合をはじめとした生産者グループや、種苗生産を行う養漁場の課題・要望等も聞きながら、北海道を含めた県内外の種苗生産者に対して、県としてどのような支援ができるのか、検討してまいります。

次に、養殖業飼料価格高騰対策の更なる支援についての御質問にお答えいたします。ギンザケの飼料価格につきましては、原料となる魚粉の価格上昇や円安などの要因から高騰が続いており、飼料代が生産経費の六割以上を占めるギンザケ生産者の経営に大きく影響するものと認識しております。飼料価格高騰対策としては、国の漁業経営セーフティーネット構築事業において価格上昇分の一定額が補填されますが、発動の基準価格が上昇傾向にあることから、養殖業飼料価格高騰対策費において飼料の使用量に応じた支援を行うこととしたものです。今後の飼料や稚魚の価格の先行きは不透明であります。このまま価格が上昇すれば、生産者の負担が大きくなることも想定されることから、価格動向やセーフティーネットの発動状況、我が県の生産者の経営状況等を引き続き注視しながら、必要な支援策を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱三点目、中学校部活動の地域移行についての御質問のうち、学校運営と教員の働き方改革の在り方についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、学校閉庁日の設定や子供と向き合う時間確保のための業務縮減などを取組の柱とする教職員の働き方改革に関する取組方針を策定し、教職員の働き方改革に取り組んできたところです。引き続き、小中学校へのスクールサポートスタッフの配置を行うとともに、学校の働き方改革のための取組状況調査を踏まえ、会議の精選やICTの活用などの優良事例を紹介しながら、各市町村教育委員会が取り組む学校の働き方改革を支援してまいりたいと考えております。

次に、昨年度のモデル事業についての御質問にお答えいたします。

モデル事業は、休日部活動の地域移行に係る多くの課題の中でも、特に指導者の確保に重点を置き、白石市教育委員会と民間のスポーツ関連企業に委託し、二つの中学校で事業を進めてまいりました。これまでの取組から専門性の高い指導者の配置により、多くの生徒が技術やチーム力の向上を実感するなどの有効性が確認された一方、指導者が単独で休日に部活動を行う場合の施設の管理や事故発生時の対応などの具体的な課題が明らかになっております。県教育委員会では、引き続きこの事業を進めながら検証を行うとともに、様々な課題の解決に市町村とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導者の確保や育成についての御質問にお答えいたします。

各市町村を対象に行ったアンケート調査においても、継続的な指導者の確保が課題として挙げられており、指導者の確保と育成は大変重要であると考えております。これまで県教育委員会では、部活動での指導ガイドライン等により、望ましい指導の在り方を示してまいりましたが、今後は中学校の休日部活動の地域移行の動きも踏まえ、社会教育の観点も取り入れたガイドライン等の改定や更なる普及、研修会の内容の充実を検討するなど、必要な資格や資質を備えた指導者の確保に向けて、関係部局と連携して取り組んでまいります。

次に、困窮する家庭に対する支援についての御質問にお答えいたします。

部活動の地域移行に関する検討会議からスポーツ庁及び文化庁に提出された提言では、経済的に困窮する家庭に対して、国や地方公共団体からの支援策を検討する必要があることが示され、今後スポーツ庁等から必要な施策についての通知や説明がなされることから、それを踏まえて検討する必要があると考えております。地域移行に必要な

る経費や保護者負担については、各市町村の考え方や休日の部活動の実施方法などの状況によっても異なっておりますが、希望する全ての生徒が参加できる制度設計が必要であると考えます。県教育委員会としましては、今後示される国からの財政支援の詳細について各市町村と情報共有しながら、必要な対策を検討してまいります。

次に、国の概算要求についての御質問にお答えいたします。

スポーツ庁及び文化庁が公表した令和五年度概算要求のポイントでは、部活動地域移行に向けた経費として、コーディネーター配置、運営団体の整備、指導者配置等については、国、都道府県、市町村がそれぞれ三分の一とされ、困窮世帯の参加費負担支援については、国、市町村がそれぞれ二分の一とする等の負担割合が示されておりますが、具体的な対象経費等の詳細についてはまだ明らかになっておりません。地域の実情により、中学校の休日部活動の地域移行が開始される時期は異なりますが、各市町村が必要とする財源が確実に確保されるよう、国に求めてまいりたいと考えております。

次に、コーディネーターの配置及び資格についての御質問にお答えいたします。

中学校の部活動を地域に移行する上では、関係者との連絡調整や安全管理、指導者の派遣管理などの業務を担うコーディネーターを、市町村で設置する協議会に配置することは有効であると考えております。コーディネーターの具体的な配置や資格については、設置者である市町村において決定されることとなりますが、県教育委員会といたしましては、市町村が地域移行を円滑に推進していただけるよう、これから出される国の通知を参考に、コーディネーターも含めた市町村の推進体制のモデルを示してまいりたいと考えております。

次に、県中体連の運営についての御質問にお答えいたします。

日本中体連では、今年六月に都道府県中体連に加盟していることなどを条件に、特例として来年度以降の全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加を認めることを示しました。現在、県中体連で、県大会、東北大会での特例措置や合同チームの参加要件について、年度内の決定・公表を目的に検討を進めているところと伺っております。県教育委員会といたしましては、県中体連と情報共有し、中学生が日頃の練習の成果を発揮する機会が今後も確保されるよう、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

次に、生徒が主役の改革とすべきとの御質問にお答えいたします。

部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大切な教育的意義を果たしてまいりました。今回の部活動の学校から地域への段階的移行は、広く関係者、関係団体が新たな姿をともにつくり出す大きな取組となります。こうした中で、最も一番に考えるべきことは、少子化が進行する中でも子供たちの成長の場、活躍できる場を確保していくことであり、保護者をはじめ地域社会の理解の下で取組を進めていく必要があるものと考えております。未来ある子供たちの成長は、地域社会において共通の喜びであり、公立中学校の部活動の地域移行に際して、子供たちの成長の場にふさわしい環境をつくることができるよう、県教育委員会としましては、関係団体との連携の下、市町村とともに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） ありがとうございます。若干再質問させていただきましたが、まず繰越事業が二十億円を超えるということで、二分の一負担ということになるのではないかなと思っております。いろいろ交渉しているんだと思いますけれども、内容をちよつと調べましたが、不可抗力で伸びているんだなど。それで、このことに関して、やはり地域としては事業が遅れることのないようにすることが第一だと思います。その点について再度確認させてもらいます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 四地区につきましては、気仙沼の皆さんに大変御迷惑をおかけをするということで、急いでやらなければならないと思っております。ただ、同時に、四地区合わせて二十六億円強の財源が必要になってくると、今までは一〇〇%近く国の財源でやれていたのが、これからは我々の負担が出てくるということになりますので、事故繰越もこれで終わってしまいますから、ほかの公共事業も見ながら優先順位をつけていかなければならないと、この点も御理解をいただきたいと思えます。ただ、この四地区につきましては、遅れた分御迷惑をおかけいたしますので、なるべく急ぎたいという思いは持っているということです。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 一番懸念しているところは一般財源になるという話なので、やはり復興という一つの流れをしっかりと捉えて配慮していただきたいと思っております。また、弾力的な海岸、それから作業場の使い方については了解いたしました。高齢化の中で、多分今後は、活動場所といったところの集約化も出てくるのだろうと思います。それまでは、高齢者の方々に頑張っておられる方々をサポートいただくというのは大事なことだと思っておりますので、地域の実情に合わせてしっかりと対応いただきたいと思っております。

藻場ビジョンについてお伺いいたします。実は、もともと食べる海藻に関しては、固定化しないということが言われておまして、ブルーカーボンとしての価値という部分でどうなんだという話ですが、最近の研究の中ではこの海藻が成長する中で放出される物質、これ、難分解性溶存有機炭素という物質なんです。これがブルーカーボンをためることに寄与するということが報告されているんですね。ブルーカーボンは地球温暖化対策のクレジットとして正確には認められてないということもありますけれども。

日本全国でもそうなんです。世界でも磯焼けが進んでいて、ここをいち早く打開し、しっかりと作業を続けていくことが大事だと思っております。磯焼けに取り組むことの中で、多くの副産物が出てくるのだと思っておりますので、その辺の取組をしっかりと手厚くやっていかないと、持続的に海藻が出てこないですね。そこをしっかりとお願いしたいと思います。そしてまた、ウニの取組に関して、様々やっているんです。海との関係性の中で、要は藻場をしっかりとつくっていく。このブルーカーボンも、海洋生の中で、沿岸域の中で、貯蓄するものが実は物すごく多いわけです。これをしっかりとやるためには、例えば、そういった海から間引きしたものを、これを畜養して産業に結びつけていくということにしっかりと支援してほしいんですね。例えば、みやぎ環境税やみやぎ発展税、これが適当なのかどうなのかということはあるにしても、ここをしっかりと後支えしていただきたいと思えますが、この点について再度確認をさせていただきます。

○議長（菊地恵一君） 水産林政部長吉田信幸君。

○水産林政部長（吉田信幸君） ウニの畜養、磯焼け対策として除去いたしましたウニを活用しての取組ということでございます。県内のウニ畜養の取組事例、現在動いておりますのは七地域でやっております。そういった中で、実際に事業化を目指して取り組

んでいるところ、あるいは、今一定の事業化をしているところもございしますが、いずれにしてもいろいろと採算性の課題などもあるということ、なかなか難しい面があると聞いております。そういう意味で、実際事業化に取り組む事例に関しましては、やはり県としても今後のブルーカーボン、あるいは磯焼け対策、あるいは地域漁業の振興というような観点も踏まえすと、積極的に取り組む必要があるという認識でございますので、実際にどのような取組ができるかということなど検討しなくてはならない部分もあります。いずれ漁業者の要望等を聞きながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 事業をやるという人の気持ちを大事にしたいし、今そのよ
うな人は少ないわけですから、まず一つはその人たちが浜と関わってやっていくことを
しっかりサポートしないと駄目なんですね。それから、漁協さんが岩手県のように取り
組んでいること、これというのは漁協の中でやる話。それと合わせて事業者がやるとい
う形のはスタンスを変えて考えないといけません。ここは、サポートしてもらわな
いとなかなか難しいと思いますから、しっかりと庁内で横の連携を取るように知事、お
願いをしたいと思います。なかなかないんですよ。そこをお願いします。それで、サ
ケ・マスについてなんですけど、その協会の以前の会長が高橋長偉元議員だったもので
すから、当時の思いの中でこの資料を見ますと、最近の回遊尾数の減少というのは、何
とも大変厳しいなという思いをしておりますが、ここは令和元年には五万三千尾を放流
しております。これが四年たつて帰ってくるときでもありますから、この辺辛抱強くし
っかりとサポートいただきたいと思います。それから、ギンザケにつきましても今主力
になってきて、ほかでもやってきてるんですよ。それから陸上養殖もやってきてます。
大事なのは、海を使うということだと思いますから、そこへの支えをしっかりとお願い
したいと思います。併せて言いましたけども、この取組に関して知事から一言お願いし
ます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まず、ウニの畜養につきましては、新聞やテレビで取り上げら
れたので、南三陸でやっておられる事業者を実際に私見てまいりました。磯焼け対策に

もなるということ、海から取ってきたウニを育てる。食べるものがないので中はからからなんですけど、ちゃんと餌をやって食べられるようにして、そしてそれを販売するという、いいサイクルをつくっておられる。この間の大雨のときに真水が入って薄まってしまい、そのウニが大量死してしまったと。自然のものでですから難しいんだという気がいたしました、こういったようなものを行政がお手伝いすることは非常に重要だと思います。みやぎ発展税を使う、みやぎ環境税を使う、いずれもお金に色はついておりませんので、民間事業者の方がこういう方法でやりたいということがあって、それが環境にもつながることであれば、県の税金を使いながらも支援するということは非常に重要ではないかなという思いを持っております。そういった事業者がおられましたら、しっかりと相談に乗ってまいりたいと思います。それから、サケにつきましては、先ほども答弁いたしましたように環境が随分変わってきて、今、海が温かくなってきているので、残念ながらサケのほうに戻りたくてもブロックされて帰ってこれないと。恐らくどこかで死んでしまっているんだろうというようなことでありましたので、放流時期をどうすればいいのか、どういう育て方をすればいいのか、稚魚をどこまで育てればいいのか、そういったようなことをしっかりと研究しながら。同じことをずっと繰り返していても恐らく環境は悪くなることがあってもよくなることはなかなかないと思いますので、そういった環境の変化に適応できるようにしっかりと研究しながら考え、また、併せて陸上養殖などもやり始めましたので、陸上養殖で特にシロザケは何に価値があるんだと聞いたら、やはりイクラは非常に価値があるということでありましたので、イクラをどのようにして採取できればいいのかと、陸上養殖と海洋養殖をうまく組み合わせ、そしてイクラをどうやって取ればいいのかといったようなこと。そういう流れをよく考え、研究していこうというような指示も今出しております。陸上養殖の新しい施設ができませんから、そういった大きな課題を与えながら、しっかりとサケの養殖をなりわいとしてできるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 部活動の地域移行に関し、受皿団体について本文中でもいろいろ話をさせてもらいましたが、ここが一番大事だと思っております。例えば、その支援をしっかりと基礎自治体とやっていかないとこれはできないんだと思います。私

もいろいろ会議に入ってやっていますけれども、現状は一本釣りするしかないかなといった対応なんですよ。そうではなくて、この集中期間にしっかりとした受皿をつくっていかないと継続していけないですよ。ですから、今回のモデル事業は、表現が悪いけども、単純に指導者をそこに投げたというようなもので、これは来年につながるんですかという話になるんですね。地域の活動も活性化することを含めると、地域の体育協会をしっかりとサポートして、そこに指導者の確保もしていくということがいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 企画部長千葉章君。

○企画部長（千葉 章君） スポーツ団体の受皿の件でございました。答弁でも一部申し上げましたけども、現在、国でも概算要求としていろいろ考えているようでございます。八十億円程度の総額に対して事業があるということでございますけれども、内容はこれからということですので、よく説明を聞いて、市町村の話も聞いて、それで対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 話を聞いてやっているというよりも、どうしてシミュレーションしないのかという話なんです。いろんな形でもう出てきている話なんです。部活動の場所が居場所であった子供たちもたくさんいる。だから部活動に関して曖昧にしてしまったら、不登校が増えるのではないかと言っているんですよ。こういったことも含めて、しっかりとした受皿が必要だと言っている。それを、今のような答弁の中では前に進まない。地方自治体のほうはどうなんですか。県もはっきり示さないから、私たちもなかなかできないんだというふうになります。それはちよつと違いますが、どうですか。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 私のほうから、地域移行ということで、学校から、お願いする側からお話をさせていただきます。市町村によって本当に状況が違うということはそのとおりで、モデル事業ではあえてというか、本当にそういう受皿がないところはどうするんだということもあって、白石市の東中学校なんですけど、そこをお願いをし、スポーツ協会から推薦していただいたりなど、そういうやり方をしてみました。

我々としては、出していく側として、一つのやり方で全部やるということはとても難しい話で、地域の状況は違うので、そういう中で子供たちのためにどうしていくのがいいのかということを考えて、こういうやり方もある、そういうやり方もあるというものを、ぜひお示ししていきたいと思っております。そうしたものを見ながら、各市町村の受皿となる団体、そして、それに対してしっかりと支援をしていくと、そういう動きをしていければと考えております。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 福島県の二十九の町村では、団体がいないため、これをどうしていいのかということで、結局は教育委員会の負担になっている。ですから、ここはしっかりと県が橋渡しをしなさいよという話なんです。ですから、今、何かいい例ができたからではなくて、既に取り組まなければならない話だと思っております。そのくらいの実情、実はもう押さえているのではないかなと思っております。それから指導者の確保という部分では、今までの部活動のガイドラインというのは教員は分かっているけれども、一般の指導者は分かっていないんです。子供たちに対してどういう指導をするのかということも含めて、団体がいないといったことに対して一括してきちんとお互いに認識を持つことができないだろう、継続性がないだろうと思っております。まずそこは大事なんでしょう。それとあわせて生活困窮の家庭の皆さん、ここでどういうふうにするのかということも出てきますから、そのこともしっかりと考えないといけないんです。どうですか。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） お話のとおり、この部活動の地域移行の話というのが令和二年九月にスポーツ庁のほうから、令和五年度以降進めていくという方針が出されたときには、やはり具体的な中身というのが分からないということもあって、国の検討会議での検討というのを見てきたところがございます。今年出たときに、我々の、どうなっていくんだろうというポイントの一つとしては、部活動なのか・部活動ではないのかという点です。今まで学校でやっていた部活動を、まず休日だけでも出していくと、いずれ平日、ということなんですが、それは学校の部活動なんですか、それとももう切り離されたものなんですかということの方が分からない状況がありました。そういう

状況で、今回出てきた中ではやはり目指していくのは、もう部活動から離れていくということなので。もともと指導者の確保や財源の確保などいろいろな課題というのは見えていたんですが、やはり受皿というのは本当に大事な点であります。各市町村でもそうした検討組織というのを立ち上げたり、あるいはそういうものをつくっていこうという動きがあつて、更にいろいろな形で、地域移行というか地域の団体に部活動の一部をお願いしている、そういう動きも出てきているところがございますので、そうした状況も見ながら、今後、困窮世帯への支援も含めて、財源的なものも具体的に非常に大きな課題になってくると思いますので、国の動きなどそうしたことをしっかりと踏まえながら、県教育委員会として、市町村とともに考えていくと。そして、いい形ができていければと考えております。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 内容的には整っているように感じるんですが、一番気になるのは子供たちのために宮城県の教育はどうしたらいいのかという話なんですよ。部活動どうしようか、国が示さないから宮城県はやらないよという話はありませんよ、ね、教育長。子供たちにとって今までこれだけ大事だったものをどうするかということ、ある程度投げられていることに関して、国が示さないから、予算が示されないからというのはどうでしょう。一定の方向の予算は見ているけど、それをどう使うかということに対して、実は私たちはこう使いたいから、こういうふうにしると国に言うべきではないですか、知事どうですか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然、主役は子供たちでありますので、その子供たちがどうあるべきか、特に心身ともに健やかに、元気に育っていくということが重要でございます。そこに力を置くというのは重要です。ただ一方で、やはり何をやるにしても財源が必要でありますし、それに対して、どうしても今の制度では、国の方針の確認を取ってやっていかなければいけないというジレンマもございます。守屋議員のおっしゃることはよく分かりますので、県の考え方というようなものをしっかりと国に伝えるように努力してまいりたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 三十六番守屋守武君。

○三十六番（守屋守武君） 声が大きいですが、怒っているわけではないですから。ただ、非常に大事な部分だと思っております。コーディネーターがしっかり各市町村教育委員会、各団体をコーディネートする。だけど受皿団体はどうするんだ、こういう形をつくって、そこを県がしっかり支援しますよということが出てくると。体育協会が活性化すると、地域の活動が活性化するんですよ。都市部と地方では違いますから。やはり地方のほうが負担は大きくなります、子供たちの移動も増えます。そういうことを踏まえて、実情を考えて対応いただきたいと思っております。このことは非常に大事なことでだと思っております。あれが決まらないから、ではなくて、自分たちで決めて、子供たちのために進めていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。